

第 9 回 船橋市景観総合審議会

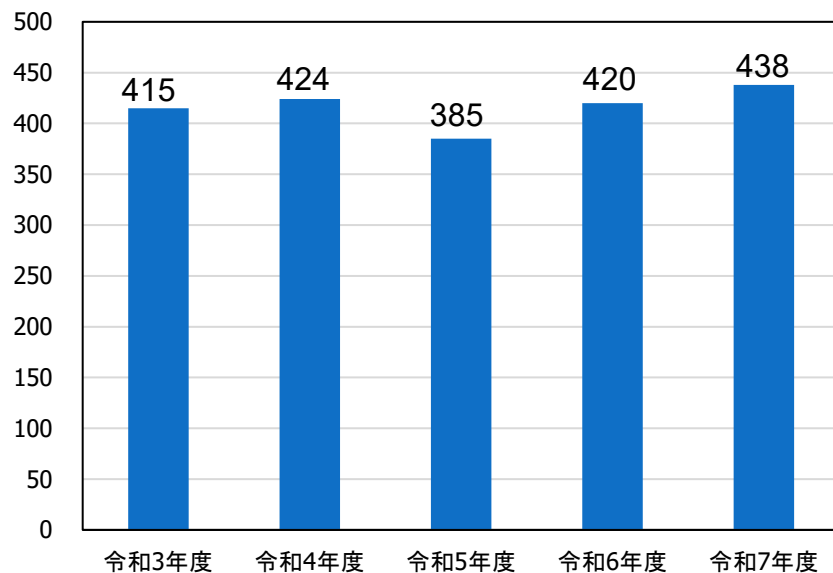
案件 1

昨年度の取組みについて（報告）

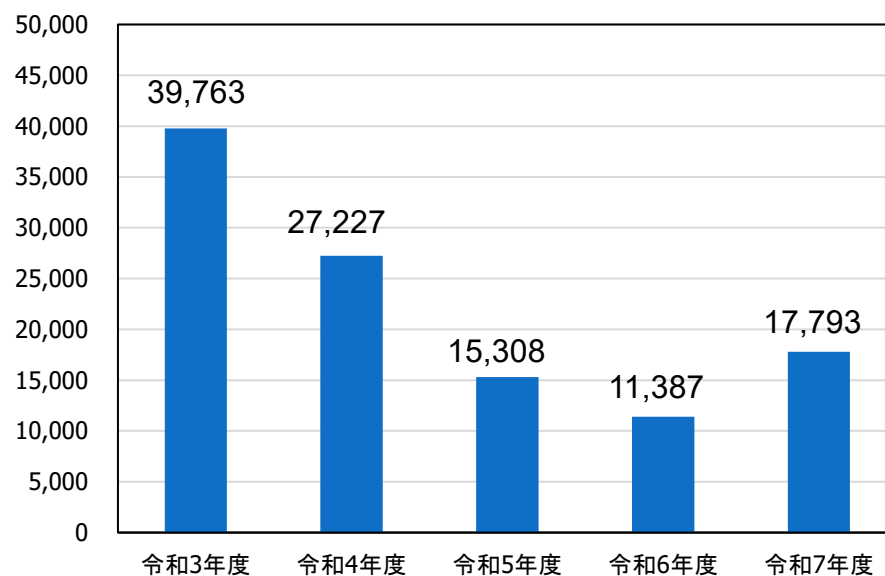
①昨年度の取組みについて(報告)

船橋市の取組み

屋外広告物



屋外広告物許可件数

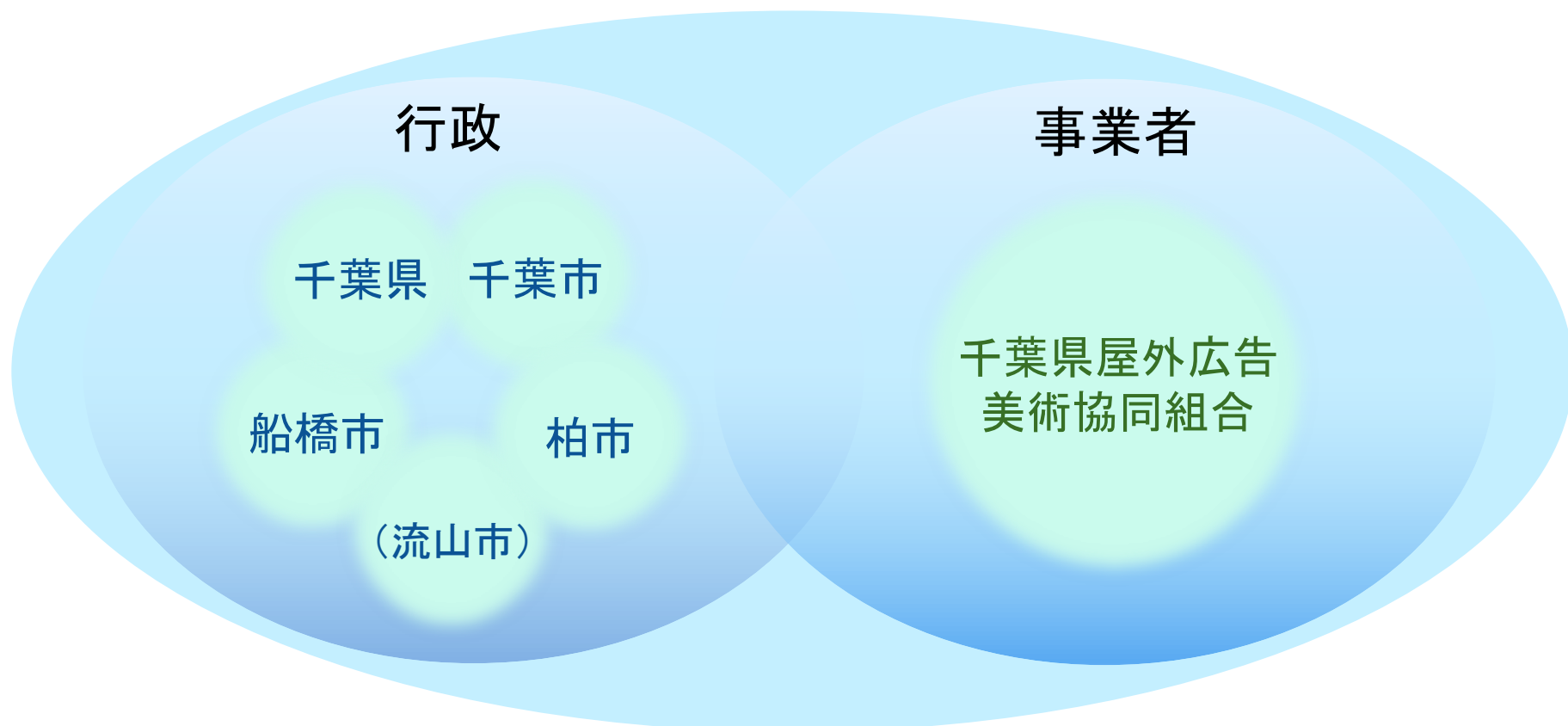


違反屋外広告物除却数

船橋市の取組み

屋外広告物官民連携実行委員会とは

事業者と行政が連携し、共に研鑽を積み、相互の意思疎通を図るとともに、屋外広告物に対する制度を広く周知することにより、良好な景観の形成、及び風致を維持し、並びに公衆への危害の防止に努めるとともに地域の活性化を図っていくことを目的とする。



屋外広告物官民連携事業実行委員会

船橋市の取り組み

千葉県屋外広告物美化キャンペーン

【令和7年9月27日 京成船橋駅・FACE(商業施設)にて開催】

アンケートやポスター掲示により屋外広告物制度の普及・啓発を行うイベント



千葉県屋外広告タウンミーティング

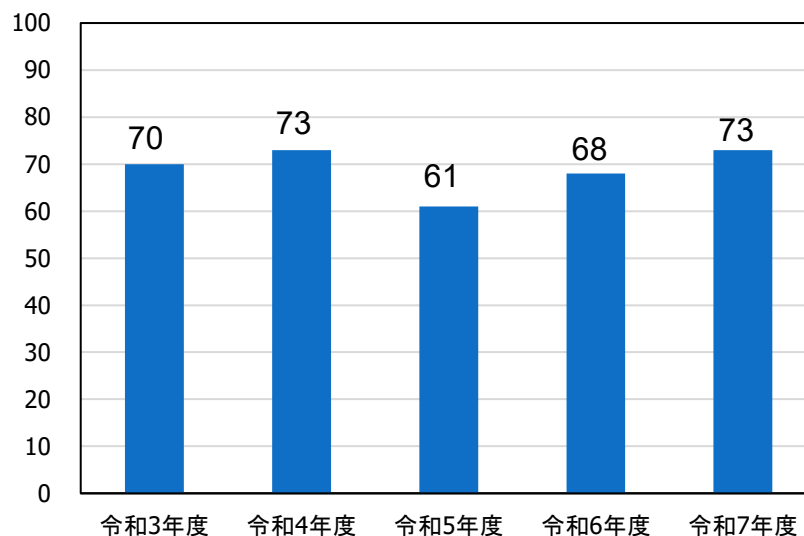
【令和7年11月7日 流山おおたかの森駅にて開催】

街歩きやワークショップを通して屋外広告物の景観や安全性について学ぶイベント



船橋市の取組み

景観計画区域内行為届出書



景観計画区域内行為届出件数

令和7年度 届出件数73件

行為	内訳				
建築物	新築	増築	改築	移転	大規模な外観の変更
49	34	5			10
工作物	新設	増築	改築	移転	大規模な外観の変更
7	7				
開発行為等	開発行為			開発行為以外	
34	34				

※1つの届出で複数の行為を行う場合があるため、届出件数と行為の合計は一致しません。

船橋市の取組み

良好な景観の形成を図るための配慮事項

景観形成の配慮事項(市内すべての建築物、工作物、開発行為等)

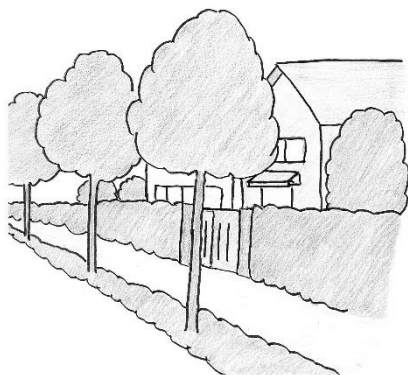
(1) 建築物の建築等に関する配慮事項(地域ごとに設定)

- ① 自然・田園系地域…市街化調整区域
- ② 住宅系地域………住宅系用途地域
- ③ 商業系地域………商業系用途地域
- ④ 工業系地域………工業系用途地域
- ⑤ 全地域共通(歴史に配慮する地域、三番瀬等を含む)

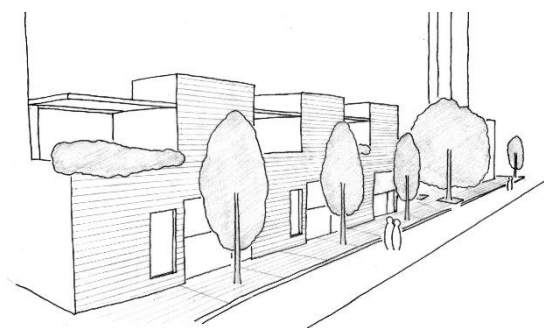
(2) 工作物の建設等に関する配慮事項

(3) 開発行為等に関する配慮事項

【住宅系地域 景観形成の配慮事項例】



通りからの見え方に配慮した
みどりの演出



低層部のまちなみの演出

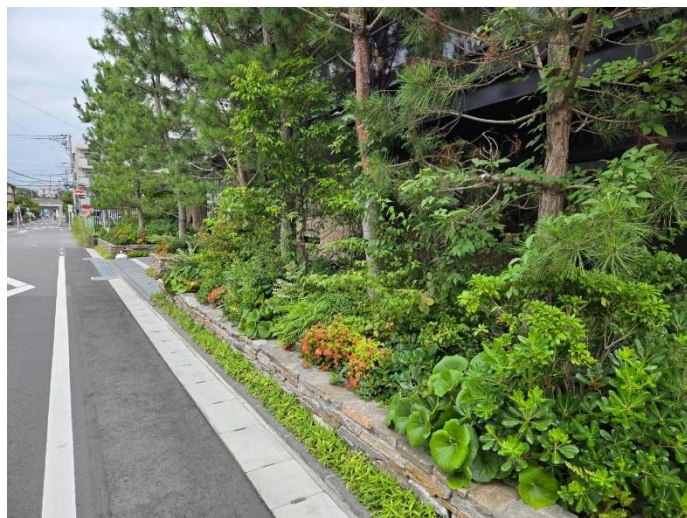


船橋市の取組み

景観計画区域内行為完了届出書の事例紹介

〔住宅系地域〕

【事例 本郷町 共同住宅】



景観形成の配慮事項

〔敷地内の植栽〕

◇周辺の景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図られるよう、敷地内において、通りからの見え方に配慮した樹種の構成及び樹木の配置を行う。

事業者の配慮事項

周辺の景観と調和するように、敷地内の接道部分にはできるだけ植栽帯を計画し、通りからの見え方に配慮する計画としました。

船橋市の取組み

景観計画区域内行為完了届出書の事例紹介

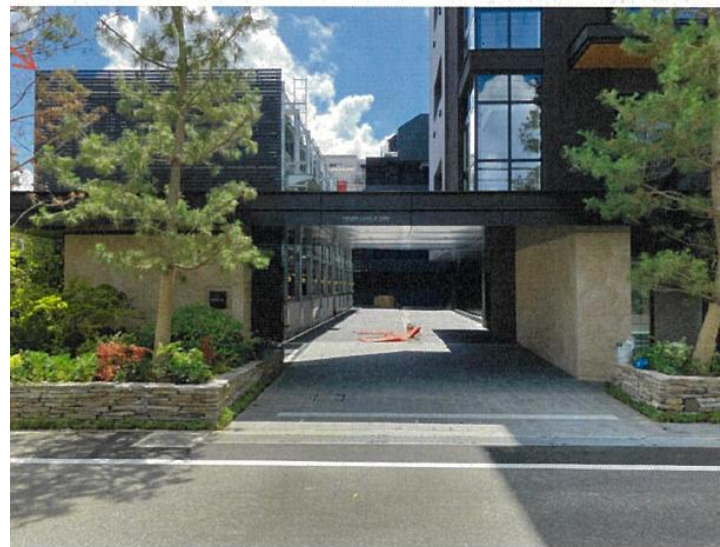
〔住宅系地域〕

【事例 本郷町 共同住宅】

景観形成の配慮事項

〔道路から目立たない構造〕

◇建築物に付属する駐車場については、通りから直接見えにくい位置や構造とし、やむをえない場合には、**植栽等を施すなどして、通りから目立たないよう努める**



事業者の配慮事項

駐車場は少し奥まった配置とし、さらに、出入口には植栽帯を設けることで、通りから見えにくいような計画としました。

船橋市の取組み

景観計画区域内行為完了届出書の事例紹介

〔住宅系地域〕

【事例 本郷町 共同住宅】

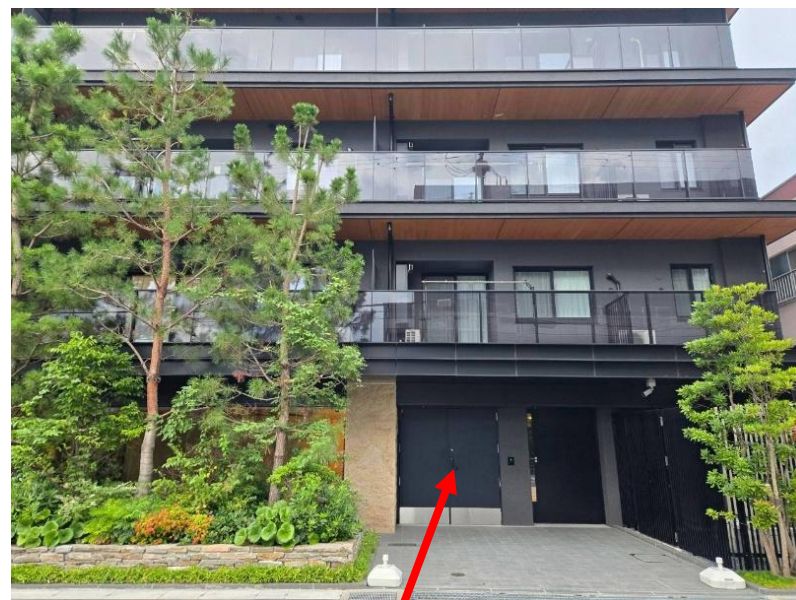
景観形成の配慮事項

〔付属施設・設置物等の配慮〕

◇建築敷地内のゴミ集積所、その他の付属施設・設置物等については、建築物本体や周辺のまちなみとの調和に配慮した配置・規模・色彩・デザインとなるよう努める。

事業者の配慮事項

・ゴミ置場は建物内部に設置することで、周囲に配慮しました。



ゴミ置き場

船橋市の取組み

景観計画区域内行為完了届出書の事例紹介

〔商業系地域〕

【事例 若松1丁目 観覧場】

景観形成の配慮事項

〔周辺のまちなみに配慮した高さ〕

高さは、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模とし、建築物等と敷地との釣り合いを図る。周辺よりも高層となる場合、上層部のセットバックなど周辺のまちなみとの調和を図る。

〔上部や正面デザインの配慮〕

◇建築物等の上部及び正面のデザインに特に配慮し、賑わいのあるまちなみの形成に努める

事業者の配慮事項

- ・高さは階を重ねるごとに縮小させることで、周辺環境との調和を図る
- ・各階にテラスを設けることで屋外との連続性を確保し、周辺環境に賑わいを与える計画とする。



船橋市の取組み

景観協定

- 景観計画区域内の一団の土地の所有者等が、当該土地の区域における良好な景観の形成に関して締結する協定(景観法第81条第1項 抜粋)
- 景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない(景観法第81条第4項)

【主な特徴】

- ・地域住民が自主的に地域の実情に合わせて、建築物や工作物等に関するルールをつくる
- ・一団の土地について、土地所有者等の全員の合意により協定を締結
- ・良好な景観の形成を図るために、法令で制限できない範囲も対象

認可されている景観協定

- リーズン船橋・高根台景観協定 認可日:平成26年8月19日
- プレミストタワー船橋景観協定 認可日:令和7年9月1日



プレミストタワー船橋景観協定

船橋市の取組み

まちなみデザイン教室

【令和7年8月27日 坪井児童ホームにて開催】

小学生向けに建物のデザインを考えてまちなみを形成することを通して景観について学ぶ教室

